

第1節 民生安定のための緊急措置

災害により被害を受けた市民の生活確保の措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るものとする。

第1 罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成

1 家屋被害調査の実施

経理部は、市内の被害状況について予備調査を行った上で、調査方法、調査期間及び調査人員等を定めた調査計画を策定し、家屋被害調査を実施する。

2 罹災証明書等の発行

(1) 区本部は、住家（現実に居住のために使用している建物）が風水害等により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。（様式2-1-1）

(2) 区本部は、風水害等により被害を受けた非住家（事務所・店舗等の住家以外の建物）について、建物の所有者等から申請があった場合は、被災証明書を発行する（様式2-1-2）

(3) 区本部は、風水害等により被害を受けた動産（車、家財等）について、動産の所有者等から申請があった場合は、被災届出証明書を発行し、被害を受けた旨の届出があったことを証明する。（様式2-1-3）

なお、住家及び非住家について、申請者が被害程度の証明を不要とする場合には、被災届出証明書の対象とすることもできる。

(4) 証明書の発行は、上記(1)～(3)を原則とするが、スポーツ市民部は災害の状況、申請件数及び証明の用途等からその取扱いに不都合が生じたときは、市本部において調整の上、取り扱いを変更することができる。

3 被災者台帳の作成・利用等

(1) 被災者台帳の作成

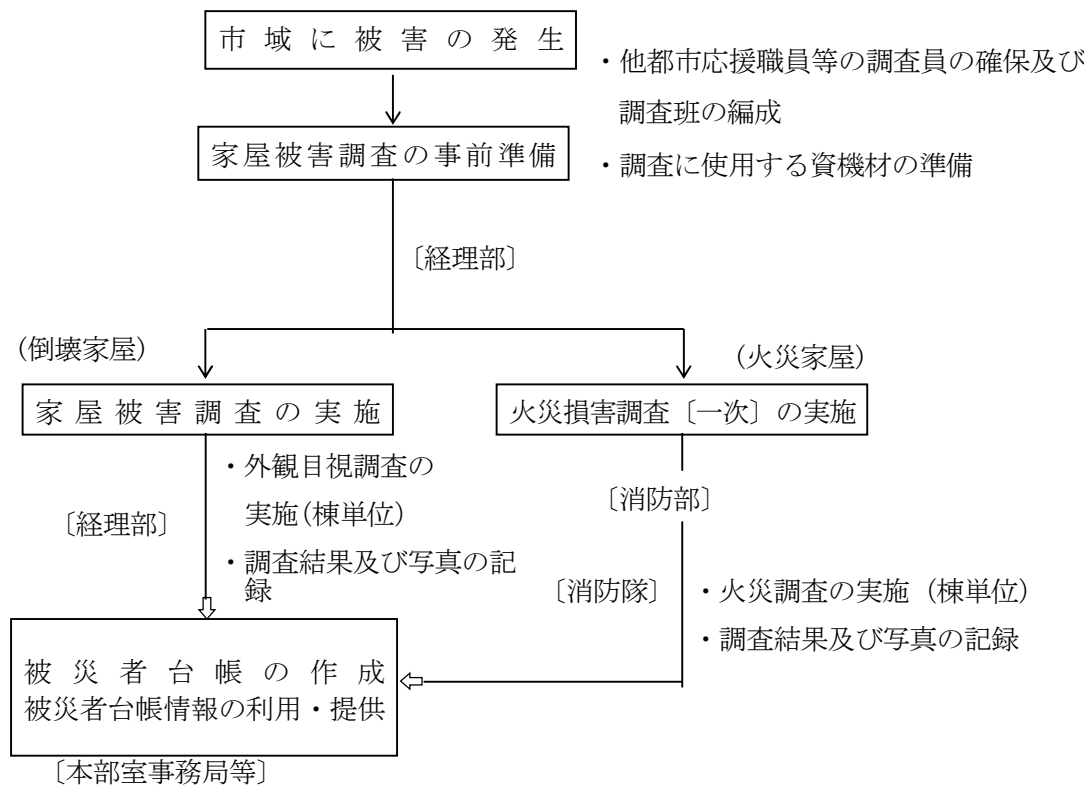
本部室事務局は、災害発生後、市域において災害により被害を受けた世帯が一定数以上ある場合において、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。

被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に掲げる世帯情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、経理部が実施する家屋被害調査の結果、被災者の援護の実施状況など、被災者に関する情報を記録する。

なお、被災者生活再建支援システム導入後においては、災害発生後、本部室事務局の職員が本システムによって被災者台帳を作成する。

(2) 被災者台帳情報の利用・提供

被災者台帳に記録された情報は、災害対策基本法第90条の4に基づき、市役所内部において援護の実施に必要な限度で利用するほか、被災者本人への提供、他の地方公共団体への提供、及び本人の同意があるときには地方公共団体以外の者への提供ができる。



第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第44号）に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円
災害障害見舞金	災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3)その他内閣総理大臣が定める災害	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例、別表に掲げる程度の障害を受けた者	(1)主たる生計維持者 250万円 (2)その他 125万円

注 死亡者がその死亡に係る災害に関し、すでに災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金の額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 災害援護資金

(1) 対象災害

愛知県下において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害

(2) 貸付対象者

世帯における前年の所得金額が下記未満で世帯主がおおむね1月以上の負傷を受けた世帯又は住居、家財に一定程度の損傷を受けた世帯

世帯人員	前年度の所得金額	備 考
1人	220万円未満	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円
2人	430万円未満	
3人	620万円未満	
4人	730万円未満	
5人以上	730万円にその世帯に属するもののうち4人を除いて1人につき30万円を加算した額未満	

(3) 貸付限度

被害の種類及び程度		世帯主の負傷あり	世帯主の負傷なし
1	家財の被害がない場合又は家財の被害金額が価額のおおむね1/3未満である場合	万円 150	万円 —
2	家財の被害金額が価格のおおむね1/3以上である場合	250	150
3	住居が半壊した場合	270(350)	170(250)
4	住居が全壊した場合	350	250(350)
5	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350	350

注 1 1～5の重複はより有利な事由の1つによる。

2 市長が特に認めたときは（ ）内の金額とする。

(4) 貸付条件

- ア 償還期間 10年以内（据置期間含む）
- イ 据置期間 3年（特別の場合は5年）
- ウ 利率（年利） 無利子（保証人を立てない場合にあつては、年1%（据置期間は無利子））
- エ 保証人 連帯保証人1名（ただし、保証人を立てることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。）

(5) その他

申込みは、区民生子ども課に行う。

第3 被災者生活再建支援金（法）の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に被災者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

- (1) 本市で災害救助法が適用となる規模の被害が発生した場合
- (2) 本市で10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (3) 愛知県内で100以上の世帯の住宅が全壊した場合

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
- (※ 中規模半壊世帯の加算支援金の額は、各該当欄の金額の1/2の額)

(1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

被害程度	全壊 (2(1)該当)	解体 (2(2)該当)	長期避難 (2(3)該当)	大規模半壊 (2(4)該当)	中規模半壊 (2(5)該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	-

(2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

- (1) 申請窓口 区総務課
- (2) 申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (3) 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- (1) 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- (2) 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

第4 災害見舞金等の贈呈

災害により被災した市民に対し、名古屋市災害見舞金贈呈要綱（昭和45年9月1日）に基づき、見舞金及び弔慰金を贈呈する。

1 対象災害

風水害、地震、火災その他これらに類する災害

2 見舞金等の額

区 分		単身世帯	2人以上世帯
見 舞 金	全壊、全焼、流失	70,000 円	90,000 円
	半壊、半焼	50,000 円	70,000 円
	床上浸水	30,000 円	50,000 円
	消火冠水	30,000 円	50,000 円
弔 慰 金		死亡者1人当たり 100,000 円	

注 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害弔慰金が支給される場合は、この要綱に基づく弔慰金は贈呈しない。

第5 名古屋市被災者生活再建支援金（市要綱）の支給

名古屋市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、被災者生活再建支援法の適用にならない自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に被害者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害で、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しないもの。

2 対象となる被災世帯、支援金の支給額、支援金の支給申請

「第3 被災者生活再建支援金（法）の支給」に準ずる。

3 愛知県の補助

本市が支給する支援金の1/2に相当する額を愛知県が補助。

第6 義援金の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金の受付

経理部及び区本部は、義援金の受付窓口を開設して受付を行い、寄託者に領収書を交付するとともに、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受入れるものとする。

なお、災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとする。

2 義援金の配分

(1) 義援金の配分

ア 義援金の配分計画

義援金の配分計画の作成は、健康福祉部が行うものとする。配分計画の作成にあたっては、被災状況を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を検討・決定するものとする。

イ 義援金の交付

義援金の交付については、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

注：災害対策本部が設置されない場合、義援金の受付・配分主管は上記担当に準ずる。

第7 生活福祉資金の貸付

災害により、被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）に基づき、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付を行う。

資金の種類	貸付上限額の 目安	貸付利子	償 還 期 間
福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）	150 万円	保証人あり：無利子 保証人なし：年 1.5% （据置期間は無利子）	7 年 （据置期間 6 月）

注 1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。

2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。（県社会福祉協議会による審査あり）

3 災害の状況に応じ、据置期間 2 年以内で貸付可能。

4 表中の福祉費の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。

第8 市税の減免等

災害により被災した納税義務者に対し、名古屋市市税減免条例（平成 20 年条例第 37 号）等の定めるところにより、市民税及び固定資産税の減免並びに市税の徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 市民税

ア 自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財等に被害を受けた場合

損害の程度	減免の対象となる年度の前年の合計所得金額	減 免 率
3 割 以 上 5 割 未 満	250 万円以下	7 割 5 分
	250 万円を超え 500 万円以下	5 割
	500 万円を超え 750 万円以下	2 割 5 分
	750 万円を超え 1,000 万円以下	1 割 2 分 5 厘
5 割 以 上	500 万円以下	10 割
	500 万円を超え 750 万円以下	5 割
	750 万円を超え 1,000 万円以下	2 割 5 分

イ 納税義務者が障害者となった場合

	減免率
納税義務者が障害者となった場合	9 割

ウ 減免額は、上記ア、イの表の損害の程度等に従い、災害のあった年度において災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額（給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降のすべての月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月以降の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額）に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

ただし、11月1日から3月31日までに災害が生じた場合においては、減免額は、災害のあった年度及びその翌年度において災害の日以後その末日が到来する2以内の納期に係る納付額（給与からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月の翌々月以降6月分以内の月割額、年金からの特別徴収の場合は、当該災害のあった月以降3回分以内の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額）に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

エ 納税義務者が災害により死亡した場合においては、減免額は、当該災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額である。

(2) 固定資産税

損 害 の 程 度	減免率
固定資産（償却資産については納税義務者が同一区内に所有する全資産）の8割以上の損害	10 割
固定資産の6割以上8割未満の損害	8 割

固定資産の4割以上6割未満の損害	6割
固定資産の2割以上4割未満の損害	4割

減免額は、上記の表の損害の程度に従い、災害のあった年度（1月2日から3月31日までに災害が生じた場合は、災害のあった年度及びその翌年度）において災害の日以後その末日が到来するすべての納期に係る納付額に、それぞれ同表の減免率を乗じて得た額である。

2 徴収猶予等

被災した市民が、災害のため、市税の申告その他書類の提出や納付（納入）を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、名古屋市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

第9 災害復旧資金の融資

1 災害復興住宅融資

災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）規定による「災害復興住宅融資」が適用されることとなった場合、名古屋市は独立行政法人住宅金融支援機構に対して「住宅相談窓口」の開設協力を要請し、開設場所の確保に協力する。

2 中小企業関係の融資

災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、「経営安定資金 災害復旧資金」の融資を行う。災害が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）によりセーフティネット保証4号に指定された場合や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により災害関係保証が適用されたときは、名古屋市信用保証協会は、それぞれ通常の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。

また、災害の状況によっては、名古屋市の融資制度とは別に日本政策金融公庫は、利率を引き下げる特別貸付等を行う。

令和6年4月1日現在

資金名	資金の種類 (融資対象者)	貸付金額	資金 使途	融資 期間	利率	備考
経営安定資金 災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備・運転	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 0.8% 年 1.1% 年 1.2% 年 1.3% 年 1.4%	信用保証付
	(大規模災害向け) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ① 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第4号の認定を受けていること ② 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと	2億8,000万円		3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年 1.0% 年 1.1% 年 1.2% 年 1.3%	

3 農林漁業関係の融資

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律57号)により融資する。

主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	問合せ先
天災資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の購入	農業協同組合 金融機関
(株)日本政策金融公庫資金 (農業関係)	農林漁業セーフティネット資金	経営の維持安定に必要な長期運転資金	(株)日本政策金融公庫 農業協同組合 受託金融機関
	農林漁業施設資金(災害復旧)	農林漁業用施設等の復旧	

注意事項：申し込みには、市長が発行する「り災証明書」が必要となる。

第10 総合支援窓口の開設

市民ニーズの高まりにより、必要な場合、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを1か所で可能にする総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携した復興に向

けた被災者の総合的な生活支援等を行う。

1 窓口設置

被災状況等を勘案し、本部員会議において設置する区を決定したうえで、発災から約1か月以内を目途に、あらかじめ区ごとに定めた候補場所に窓口を設置するものとする。なお、設置の検討にあたっては、関係部の課長級職員を構成員としたプロジェクトチーム（被災再建チーム）を設置し、必要な調整を図るものとする。

2 取扱業務

総合支援窓口において取り扱う業務については、以下に掲げる業務とする。

業務名	業務内容
罹災証明書等の発行	証明書の発行、調査結果概要の説明、二次調査の受付
災害弔慰金の申請受付	各支援制度の相談・申請受付、被災者生活再建支援システム入力
災害障害見舞金の申請受付	
災害見舞金の申請受付	
被災者生活再建支援金の申請受付	
住宅の応急修理相談受付	
障害物の除去相談受付	
応急仮設住宅の供給相談受付	
損壊家屋等の公費解体案内	
各種団体との協定に基づく業務	各協定内容に基づく

3 人員体制

総合支援窓口の運営は、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

第11 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

◎様式 2-1-1

第 号
年 月 日

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
追 加 記 載 事 項	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

名古屋市 区長

◎様式2-1-2

第 号
年 月 日

被災証明書

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項	

罹災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項	

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日
名古屋市 区長

◎様式 2-1-3

第 号
年 月 日

被災届出証明書

住所		
氏名		
被災状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明します。

年 月 日

名古屋市 区長

第2節 災害復旧

第1 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、被害の状況等を十分検討し、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等及び関連する事業を積極的に取り入れる。

この際、復興計画に配慮しながら、復旧計画を策定するものとし、重要度・緊急度の高い施設から直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう推進する。

第2 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

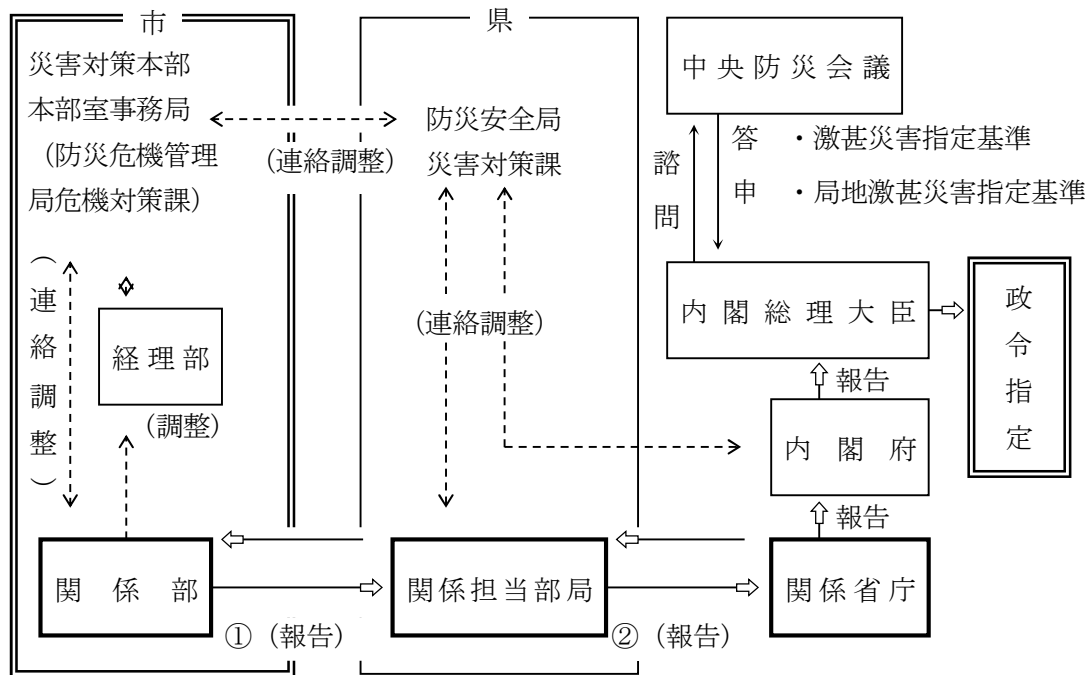
事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特別 の財政援助等に関する法律（以下 「激甚法」という。） 第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	同上
都市災害復旧事業 （街路、公園等、都市排水施設）	予算補助	——
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	同上
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同上
社会福祉施設等災害復旧事業 （保護施設、老人福祉施設及び 障害者支援施設等）	予算補助	同上
感染症指定医療機関の災害復 旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律	同上
堆積土砂排除事業 （公共的施設区域内 公共的施設区域外）	予算補助	同上

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
湛水排除事業	———	激甚法 第3条1項及び第10条
農地・農業用施設等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道の災害復旧事業及び農業用施設、林道の災害関連事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	同 第6条
天災融資制度	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 第8条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業に対する補助	———	同 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	———	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	———	同 第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助	———	同 第21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法	同 第22条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業	———	同 第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	同 第25条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※
災害等廃棄物処理事業費補助金	同上	同上
廃棄物処理施設災害復旧事業 〔し尿処理施設、ごみ処理施設等〕	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

〔激甚災害の指定手続〕

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きについては、次のとおりとする。



※ 〔予算補助〕

「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく補助、平成16年新潟県中越地震などの他の災害では特別立法によらない予算補助の例がある。

第3節 災害復興

本市及び周辺地域は、東京と大阪の中間で交通の要衝を担うとともに自動車などの製造業を中心に我が国の産業をリードする重要な役割を有している。

このような地理的・社会的状況のもと、被災地域の再建・復興を重視した総合的な計画のもとに的確な対策を推進し、迅速な復興を図ることが、名古屋大都市圏の中心都市である本市に課せられた使命である。

第1 復興の基本的な考え方

大規模災害により、市内は壊滅的な被害を受け、多くの人が被災することが考えられる。そこからの復興は、災害前から目指していた「総合計画」「都市計画マスタープラン」等の中長期的な諸計画を踏まえつつ、災害に強いまちづくりを進めることはもちろん、復興を契機として新たな施策を作り、様々な課題を解決すべく復興を進める。

第2 復興体制

1 災害復興本部の設置

市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る本市の意思決定機関として、本部は市長を本部長とする全庁的な組織体制である名古屋市災害復興本部（以下「災害復興本部」という。）を設置する。

2 災害復興本部の運営

災害復興本部が、復興に係る審議等を行い、意思を決定する場として「災害復興本部会議」を開催する。主な審議事項は、復興に関する基本方針の決定や災害復興計画の策定等であり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されるものとする。

3 本部との連携

大規模災害時には、本部と災害復興本部が設置されることが想定される。被災後間もない応急対応から復旧・復興の段階に移行する過程で、災害復興本部が所掌する事項は、量的・質的に連続的に変化・進行していくものであることから、本部が所掌する事務事業で、復興にも関係するものについては、両本部が緊密に連携、調整しながら処理していくものとする。

＜災害復興本部の所掌事務範囲イメージ＞



※上記イメージは災害の規模・態様により異なる。

第3 災害復興計画の策定

復興対策を迅速かつ効果的に実施していくために、復興の視点や考え方を示す基本方針を定めるとともに、その方針に基づき、具体的な復興まちづくりの内容を示す災害復興計画を策定する。

災害復興計画は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針（基本方針）を決定し、一日も早い復興のために必要な取り組みを確実に円滑に進めるための計画である。

1 災害復興計画の策定の流れ

(1) 策定体制の構築

復興計画策定に必要な災害復興本部幹事会及びその他必要と思われる下部の庁内検討組織の設置を検討する。また、復興に関連する分野の有識者へのヒアリング等を検討する。

(2) 基本方針の決定

復興の視点や都市、住宅、暮らし、産業等の復興に関する基本方針を検討し、災害復興本部会議の合意を得て決定する。

(3) 災害復興計画（案）の作成

基本方針に基づき、都市、住宅、暮らし、産業等の復興に係る災害復興計画（案）を作成する。

(4) 市民・関係機関等への意見照会

災害復興計画（案）の策定にあたっては、市民や関係機関等の意見を聴取する。

(5) 災害復興計画の策定

災害復興計画は、災害復興本部会議にて合意し、策定する。

(6) 復興施策、計画の進行管理

災害復興本部は、各局からの報告を通じて復興の進捗状況を把握し、復興施策及び計画の進行管理を行う。

第4 復興のための事前準備

本市が迅速かつ的確な復興を実施するためには、復興に向けた分野別業務の内容や一連のプロセス・体制についてあらかじめ整理し、本市職員が復興に係る全体像を共有するなど、事前準備に努めるものとする。